平成２１年（フ）第８５７号
兵庫県加古川市平岡町土山865番地の６
債務者　伊藤　秀美
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２０１６号
広島市東区東蟹屋町４番２―406号桑原ビル、申立時の住所広島市東区愛宕町２番25―302号
債務者　西村　健二
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１２５号
広島市安芸区船越南３丁目25番12号、住民票上の住所山口県防府市大字西浦886番地の４マツダ西浦寮
債務者　串山　裕紀
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１８１号
広島市安佐南区川内４丁目12番38―17号
債務者　藤原　律子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２１号
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目31番17号　ホワイトシャトー207
債務者　丸山　勝利
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８７９号
鹿児島県鹿児島市喜入町5976番地21
債務者　今釜　晴子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第９０６９号
大阪府八尾市教興寺５丁目193番地メゾン一番館408号
債務者　辻本　正美
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１４６号
大阪市住之江区西加賀屋３丁目２番16号
債務者　西峰　顕雄
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５号
兵庫県たつの市新宮町北村317番地
債務者　ラウンジジャスティスこと　井上　譲太
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１２０号
兵庫県たつの市揖保川町半田545番地３
債務者　宮西惠美子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第８１１号
大分県別府市大字鶴見1908番地の25
債務者　松本　則子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５３号
北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別252番地の25
債務者　片野　清子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第７１号
福井県敦賀市公文名５号103番地
債務者　佐々木弘江
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第３５７３号
札幌市北区屯田４条３丁目５番９号　ニューフロンティアⅡ103号
債務者　田中　　泉（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６３６号
札幌市豊平区月寒西３条６丁目１番43―708号
債務者　寺坂ユリ子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９１２号
札幌市清田区真栄５条３丁目８番８号
債務者　中村　敏文
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９８５号
札幌市西区西町北７丁目２番24号
債務者　石井　秀明
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部